

北海道緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成29年3月28日付け消防広第93号。以下「要請要綱」という。）に基づく、緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊航空小隊の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 航空隊員

北海道防災航空隊の航空隊長、航空隊副隊長及び航空隊員をいう。

(2) 航空隊員等

航空隊員に操縦士及び整備士を加え機体に搭乗し、活動する者をいう。

(3) 防災航空室職員

北海道防災航空室に勤務する全ての職員をいう。

(4) 迅速出動該当地震

要請要綱第26条に適用し、同要請要綱別表B中及び別表C中において、北海道防災航空隊が、それぞれ第一次出動航空小隊または出動準備航空小隊に該当する都府県内で発生した地震をいう。

(5) アクションプラン該当地震

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）に基づき示された、東海地震、首都直下地震及び東南海・南海地震におけるアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）に該当する地震のことをいう。

第2章 航空小隊の編成等

1 航空小隊の基本編成

任務に係わらず次の人員（合計6名又は7名）で編成するものとする。

- (1) 航空隊員 4名（航空隊長又は航空副隊長を含むこと）
- (2) 操縦士 1又は2名
- (3) 整備士 1名

2 指揮支援隊輸送任務の編成

札幌市消防局航空隊が運航不能時に指揮支援隊を北海道防災航空隊が輸送する場合は、基本編成に指揮支援隊長以下5名（札幌市消防局）搭乗での人員（合計11

名又は12名)編成とするものとする。

なお、最大離陸重量を超える場合は、積載資器材で調整し、それでも超える場合は、指揮支援隊輸送任務を優先し、航空隊員の減員で調整することとする。

- (1) 指揮支援隊長 1名
- (2) 指揮支援隊員 4名
- (3) 航空隊員 4名
- (4) 操縦士 1又は2名
- (5) 整備士 1名

3 航空隊支援隊

- (1) 北海道防災航空室長(以下「室長」という。)は、機体点検等により運航不能時で運航開始予定日時を鑑み、運航開始後の当隊の活動に支障なく、有効と判断した場合は航空小隊参集場所又は被災都府県航空隊基地に支援隊を出動させることができるものとする。
- (2) 航空隊支援車は北海道防災航空室の配置車両とする。
- (3) 航空隊支援隊の編成は最低2名とする。

4 指揮支援隊の搭乗場所

指揮支援隊の搭乗場所は北海道防災航空隊基地(丘珠空港)とする。

第3章 情報連絡体制及び参集体制

1 応援等出動手続きにかかる情報連絡体制

消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空小隊出動に係る連絡体制は別表1のとおりとする。

2 航空隊員等の参集体制

- (1) 北海道防災航空隊の参集基準は、基本計画に定める出動要請のほか、迅速出動該当地震が発生し、その規模が要請要綱で定める別表D(区分Ⅰから区分Ⅲ)に該当する場合又はアクションプラン該当地震が発生した場合とする。(別表2)
- (2) 夜間・休日等における航空隊員等の参集体制は、通常の招集体制と同様、メール送信又は電話連絡とする。
- (3) 航空隊員等の参集場所は北海道防災航空室とする。

第4章 出動準備及び資機材等に関する事項

1 出動準備

室長は、次により出動準備を命令することとする。

- (1) 出動に際して、北海道代表消防機関である札幌市消防局と連絡を密にし、北海道内での消防防災航空隊が不在になることのないように留意すること。

- (2) 激甚災害が発生し、止むを得ず北海道内での消防防災航空隊が不在になる場合には、ヘリコプター保有機関である、陸上自衛隊、航空自衛隊及び海上保安庁と協議することとする。

2 任務別積載資機材

- (1) 航空隊員等は、各自3日間分程度の日常生活品（着替え、洗面具等）を携行、積載することとする。
- (2) 宿泊場所によっては、寝袋等を積載することとする。
- (3) 概ね3日間分程度の食料及び飲料水を積載することとする。
- (4) 上記(2)(3)については、受援側の宿泊施設の状況を確認し積載するものとする。
- (5) 情報収集活動任務及び指揮支援隊輸送任務で出動する場合は、別表3「情報収集任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (6) 救助・救急活動任務で出動する場合は、別表3「救助・救急活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (7) 積載する資機材の合計重量を測り、機長及び整備士に積載の可否について確認し、積載場所、位置及び固定方法を決定し積載することとする。

第5章 応援等出動

1 応援出動都道府県等

北海道防災航空隊の応援出動都道府県及び任務は次のとおりとする。

- (1) 迅速出動該当地震
別表 4-1
- (2) アクションプラン該当地震
別表 4-2

2 応援出動不能時の連絡体制

運航不能時に消防庁長官の求め又は指示を受けた場合は、消防庁広域応援室へ運航不能である旨を連絡すること。

3 活動可能残時間

北海道防災航空隊の、応援出動都道府県先における活動可能残時間は次のとおりとする。

- (1) 情報収集活動及び救助・救急活動
情報収集活動及び救助・救急活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、3時間以上である場合とする。
※ 点検までの飛行可能残時間－（現地までの飛行時間＋自隊基地までの飛行時間＋予備時間）
- (2) 地上応援活動
ア 点検までの飛行可能残時間が前(1)に定める活動可能残時間に満たない場合

で、応援先航空隊ヘリベース等において地上応援活動が可能な場合は、消防庁に地上応援活動が可能である旨を連絡して出動の要否を確認したうえで地上応援活動を実施するものとする。

イ 地上応援活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、1 時間以上 3 時間未満である場合とする。

※ 点検までの飛行可能残時間－（現地までの飛行時間＋自隊基地までの飛行時間＋予備時間）

注 予備時間は、各消防防災航空隊のヘリコプター性能、積載資機材の重量等を考慮して算出する。

<参考>活動可能残時間を 3 時間と設定した根拠

活動可能残時間を長く設定すると応援可能航空部隊の確保が困難となり、短く設定すると現地において活動ができない。

活動可能残時間が 1 時間半あれば、情報収集活動又は救助・救急活動のどちらにおいても応援活動として十分な活動を 1 回実施できると考察し、さらに活動内容に余裕を持たせ、1 時間半弱の活動を 2 回または 1 時間半を超えるような長時間を要する活動でも 1 回は実施できるように活動可能残時間を 3 時間と設定した。

第 6 章 札幌市消防局航空隊の応援体制

札幌市消防局航空隊の応援体制にあつては、緊急消防援助隊札幌市隊応援等実施計画によるものとする。

附 則

この計画は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。